

第61回 北九州市福祉有償運送運営協議会 議事録

日時:令和6年7月3日(水)10:00~12:00

場所:北九州市立福社会館8階 81・82会議室

出席者:構成員9名(敬称略)

会長:岡田 和敏(西南女学院大学)、副会長:貞包 健一(北九州タクシー協会)、
進藤 健治(北九州市都市交通政策課)、古賀 由美子(北九州市障害福祉団体
連絡協議会)、田代 久美枝(認知症・草の根ネットワーク)、東 貴教((代理)福岡
運輸支局)、中村 朗(自交総連福岡地方連合会)、原口 文明(西鉄バス北九州
株)、田津 真一(北九州市地域福祉推進課)

(事務局) 系長、平田(北九州市地域福祉推進課)

議題1-(1) 福祉有償運送実施団体の変更に関する協議・報告事項について

事務局から、福祉有償運送実施団体(12団体)の変更に関する協議・報告事項について説明を行い、構成員の意見及び承認を得た。

【質疑応答】

(構成員) NPO 法人そよ風は、特定非営利活動法人好楽会から事業の大部分を引き継いだと思うが、そよ風の利用登録者の増数と好楽会の利用登録者の減数に大きく差がある。引き継ぎをされていない方がいるのか。

(事務局) 利用登録はしていても実際には利用をされていない会員も中にはいたようで、実際に利用されている方をそよ風に登録して行って、年に1回とかたまにしか使わないような、ほとんど利用していない方とかは、まだ移行段階ということで聞いている。

議題1-(2) 運送の対価等の変更について

事務局から、福祉有償運送実施団体(2団体)の運送の対価等の変更について説明を行い、構成員の承認を得た。

議題1-(3) 通学支援に伴う複数乗車の処理方針について

事務局から、特別支援学校等への通学支援に伴う複数乗車に関する議題について説明を行い、構成員の意見及び承認を得た。

【事務局説明】

前提として、福祉有償運送はドアツードアによる個別輸送というのが原則の制度だが、国の通知によると、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって、当該地域における地域公共交通会議等、ここで言えば運営協議会でその必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること、いわゆる「複数乗車」ができることとされている。また「この場合においては、旅客から収受しようとする対価が基準を満たしていることについて、運営協議会の協議が整っていることを要する」ということも規定をされている。

今回、特別支援学校の通学支援のための福祉有償運送において、条件を付けた上で、実施団体の判断により、複数乗車の受付を可能とすることについて、処理方針の案を作成したのでご協議いただきたい。

現在、特別支援学校に通学する、特に医療的ケアが必要な児童生徒については教育委員会が依頼をし、福祉有償運送で通学支援をしているケースがある。

具体的には、医療法人桜が丘クリニックと特定非営利活動法人にこりの2団体が、数は少ないが通学のために福祉有償運送を活用している状況である。教育委員会では、今後も福祉有償運送を利用する児童を増やすようお願いしたいという話が、実施団体には来ていると聞いている。対象児童のなかには、兄弟ともに対象となるケースもあるとのことだが、福祉有償運送は個別輸送が原則であり、複数乗車は事前に運営協議会において協議を行い、承認を得る必要がある。しかし、協議会は年3回しか開催していないため、承認を得るまでの期間、児童が学校に通う機会を損なう可能性がある。そのため、今年3月に、双子の児童を同時に運送するため、桜が丘クリニックから複数乗車について相談があった際は書面協議を行い皆様のご承認をいただいた。

しかしながら、毎回書面協議を行うのは、構成員の皆様に負担をかけることになり事務的にも煩雑になる。何より、学校に通う子供たちのためにも、迅速に判断ができた方がいいということで今回提案することとなった。

通学支援に伴う複数乗車については、「1 協議事項」に記載のとおり、①同居する登録会員が複数人ある場合に同じ乗車地と同じ目的地において利用する場合、②利用者一人ずつから収受する対価の総額が同一距離を運行した場合におけるタクシー運賃の約 8 割の料金の範囲内であること、③複数乗車を受け付けた場合は、その後直近に開催される運営協議会に報告を行うこと、の 3 点を条件に、個別に運営協議会の承認を事前に得なくても、各実施団体の判断で複数乗車を行うことができるようにしてはどうかと考えている。

通学支援では、決められた時間までに学校に行かなければならないため何度も発着地を往復する個別輸送は物理的に難しいこと、実施団体としても、同時に複数の児童を運送する方が運転者の確保がしやすいということも考えられるので、複数乗車の必要性は十分あると考えられる。

また、何より利用者が、時機を逸することなく学校に通えるようになるというメリットがあると考えられる。

なお、現在、社会福祉協議会が、同様の取り扱いを行っており、同居の親族等が同一の乗車地から同一の目的地で利用する場合に、自主的な判断で複数乗車を受け、その後の運営協議会で報告するという方式をとっている。通学支援でも、これに準じた形での取り扱いを考えており、処理方針という形で決めさせていただければと考えている。

【質疑応答】

(構成員) 同じ乗車地と同じ目的地とあるが、通学に限るのか。医療機関に行くようなパターンもあると思うがそこは想定されているのか。

(事務局) 通学に限った形で今のところ考えている。学校の行事に関わるようなもので、例えば集合場所まで行くなど、教育委員会からの指示があるものに限り当面は考えたいと思っている。

(構成員) 運賃についてはどのようになるのか。

(事務局) 実施団体の方で、当面は自主確認をしていただくよう考えている。

実施団体でもこの制度は理解していただいているので、自主確認のうてで受けし、報告をいただく中で、もし間違った取り扱いがあればそこは正していくというような形をとっていきたい。

(構成員) 教育委員会が依頼してきたら、医療的ケア児だけでなく、強度行動障害の方たちなども対象にしていくことになるのか。

(事務局) 現在、教育委員会では、スクールバスの代替という形で福祉有償運送を活用しているので、まずはその部分だけと考えている。強度行動障害の方などの通学では福祉有償運送は実態としてあまり使われていないと思うが、特別支援学校への通学のために使用する場合は同じような取り扱いにできると考える。

(構成員) 子供が教育を受ける権利があるので、この案件については非常に良い取り組みだと思う。送迎時タクシーを利用する場合、障害割引が使えるが、親御さんのなかには距離が近いなどの理由で遠慮して使わない方も多くおられる。

そういった点から言うと、こういう制度があると親の負担も軽減されるだろうし、個人的には、こうした制度はもっと柔軟にしても良いのではと思う。

(構成員) スクールバス利用者は料金が発生するのか。

(事務局) 基本的にスクールバスは無料で運行していると思う。

昨年度から始まっている福祉有償運送も教育委員会が運賃を払っており、利用者の負担はないと聞いている。

(構成員) 高校3年生になるとスクールバスがなくなるので、その子供たちをどうするかということで、親たちが福祉有償運送を始める研究をしているというような声を聞くことがある。ニーズは確かに高いと思う。

議題2 福祉有償運送実施団体の年間報告について

事務局から、福祉有償運送実施団体（12団体）の令和5年度福祉有償運送実施団体の年間報告を行い、構成員の承認を得た。

以上。

閉会